

幼児教育無償化に関する上越市・新潟県との交渉

無償化に関する行政との交渉の経緯の報告の前に、認可外保育施設の届け出の経緯に触れておきます。

=====

◇認可外保育施設の届の受理に関して

・2007年 開園して一年後であったが、県の方へ何らかの届け出が必要かどうかを尋ねたが、「幼稚園ですか、保育園ですか？」と聞かれ、働いている方のお子さんはお預かりしていないのと幼児教育としてやっていると伝えると、幼稚園に認可外という枠はないので、届け出の必要がないが、行政としては把握しておきたいので、情報提供をしてほしいということで、団体のパンフレットなどを送った。

他県で建物を持っていなくても、園児一人でも預かっている状況があるという点で、行政の指導の下「認可外保育施設」になっている情報を受けて、再三県に問い合わせるが、どうして他県でそのように扱えるのかわからないという返答の繰り返しだった。

・2013年 運営面で消費税免除を目指す方向性と、保育サービスの提供のニーズが高まったため、保育園同等の長時間の預かりをはじめることの検討を始め、県の出先機関である振興局に問い合わせた。どんな点が今後整えていく上で必要になってくるのか指導を受けたいと伝え、訪問いただいたが、「そもそもようちえんとしてやってきた団体が、消費税免除目当てに保育施設に鞍替えするなんて、そもそもおかしい」といわれ、進展はなかった。

・2014年 市立の幼稚園や保育園に伺い、どのように申請を進めていけばいいのか相談させていただいたり、直接の件の担当課を訪れて情報を集めながら、内部での検討を重ね、「保育部門」の立ち上げをした。

・2015年 認可外保育施設として届け出を受理いただいた。だが、保育の必要性がある家庭の子どものみ（この時点で、3名）が監査対象となり、仮に認可外の基準を満たし、消費税が免除になっても、基準を満たすためにかける経費の方が大きく、実際には運営的な好転にはつながらない結果となった。監査対応などの労務が増え苦労したが、行政指導を受けることは、子どもたちに還元できる保育環境が整備できるという点でのメリットと認識して、できる限り指導を受ける点の改善に努めていた。

=====

◇2017年1月5日 県知事面談

新潟県内における日常型森のようちえん4園とイベント型3団体の概要をお伝えし、他県の認証制度の事例をお伝えしながら理解を深めていただくことが趣旨であったが、知事より「みなさんは私塾と一緒にです。そのみなさんが、陳情に来るといえるのはいかがなものか」という発言を受け、「私塾ではありません、保育です。」と返答し、場が固まってしまった。あとは担当課と理解を深める場を設けるということで、面談が終わった。

◇認可外保育施設として

すぐに県担当課とコンタクトを取り続け、森のようちえんてくてくは「認可外保育施設」であることを確認し、私塾ではないことを訴えた。だが、イベント型の団体の概要も含めての説明だったので、区別が難しかったのではないかと反省もある。

しかし、このままでは、理解を深めていただけないので、山梨の園または理事から情報提供いただき、認可外保育施設とは、1名以上の園児を預かっており、幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設におい

て、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられると通知されているということがわかった。2015年に認可外保育施設の届出は受理され、監査を受けてきたが、同一園内でも11時間の保育をしている園児のみが対象とされてきたが、すべての園児が監査対象になっているべきだったということがわかったので、その件も伝え、認可外保育施設の認識をあらためていただいた。

その時、次の2点において間違いではないかという点が見えてきて、引き続き検討を重ねていった。

- ・ 監査対象となる園児の範囲 ※これまで就労している家庭の子どものみが監査対象だといわれてきた。
- ・ 給食提供の必須 ※これまで調理室を備えての給食提供が必須と言われてきたが、調理設備があればよく、弁当持参でもよいのではないかと確認していただいた。

県は、はじめは「何を言っているか分からない。認可外保育施設の管轄は上越市なので、上越市へ聞いてくれ」と言ったが、上越市は県が管轄だということで、県議会議員に間に入ってもらい、面談を重ね、県が担当することになった。

その後、理解を得るまでに時間がかかったが、県から地域振興局へ直接の担当が渡され、振興局の課長以下3名で来所され、就労に関わらず、すべての園児が対象になるべきだったと謝罪があり、新しい認識の上に立っていただけた。

しかし、依然として給食提供に関しては、国に確認をしても給食提供が必須ということなので、そのように理解してほしいと伝えられた。

他県の事例や認定こども園の基準を見ても、外部搬入・弁当可とされているのに、認可外でそこまで求められるのはおかしいと伝えてきたが、「もう何度もこの件に関して検討の場を設けてきているので、もう国がそう言っているということで納めてほしい」といわれ、主張を取り下げた。だが、この点に関しては、認可外の基準を満たせるかどうか、しいては消費税免除となるか否かがあるので、運営に大きく影響する点であった。

しばらく間をおき、秋の立ち入り調査の際に、「私たち以外の県内の認可外の運営状況はどうなっているのか、調理室設置・給食提供がされているのかどうか、その状況を教えてほしいと尋ねたところ、「給食提供でなくてもよい」と返答が変わった。この間、6か月。6か月前の時点で弁当持参が可となっていれば、この時点で認可外保育施設の基準を全て満たす証明の交付が受けられており、年度内に消費税免除となる手続きが進められたが間に合わず、この期間の消費税免除措置が受けられなかった。返答が一転したのはなぜだったのか、整合性のある回答はなかった。

ここまでのことから、

- ・ 行政の理解不足から、約3年に渡り園児が行政把握されず、不利益な状況であった。
- ・ こちらが法や制度、条文をよく勉強し、整合性を追求できれば、その不利益な状況は変えることができる

ということが分かった。それには、他の園や他地域との情報交換や自己努力が必要だということを実感した。

◇2019年1月

上越市とはじめて無償化のことにに関して、話し合いの場を設けていただいた。

まだ国が詳細を示していないので明確な返答はできないが、「希望して認可外を選んでいる家庭は、上限付きの認可外の枠にもはまらないのではないか」という話があり、保育委員会でも国との交渉の際に、この点を確認するかで否かで議論もあり、懸案事項となっていた。

◇2019年4月

上越市より正式な無償化に関する話があり、「対象園となるので、予算立てするために月謝の金額や現時点での園児数を教えてほしい」という。対象園となるかどうかはどうやって確認したのか伺うと、「国へ確認したが、待機児童問題があるために理念として言葉が残っているし示されているのだが、あくまで理念的なとらえなので、具体的な捉えの中では、対象になっていきます。」ということだった。

認可外保育施設指導監査監督基準を満たす旨の証明書の交付をうけている旨も伝えたので、上越市も正式に無償化の手続きを進めていきます、ということとなった。

◇2019年7月中旬

具体的な無償化に向けての施設の提出資料や各家庭の手続きの説明、資料配布がされた。その際に、支払方法の相談があり、上越市としては「償還払い」で行いたいと説明があったが、「現物給付」を望む旨を伝え、8月には、「現物給付」で希望に応じてもらえることになった。

◇2019年8月中旬 上越市以外の在籍園児の対応について

上越市の隣の妙高市から通っている家庭の手続きを進めると、「上越市に準じて対応」としていただいていたのが、市をまたいでの有籍家庭に関しては対象とできない、と連絡がはいった。来所いただいたり電話でやり取りをしたが、国から示されているQ&Aに他地域からの園児に関しては、対象とならない旨が記載されていると示され、園からの主張は通らなかった。

だが、各家庭が直接行政と交渉を進め、認可外を選んでいる状況を伝えると、妙高市も県や国へ再度確認をし、「対象となる」となった。しかし、今後の新規入園者に関してはどうなのか、難しい状況もある、という見解はまだ残っている。

- ・まだまだ制度は始まったばかりで、担当者レベルの理解は薄いため、こちらが先に他県や国の見解などの情報を共有し、少しでも良いものにできるよう、様々な立場や状況下の方との情報交換は必要だ、と実感している。
- ・園の代表者が努力してきた時期は終わり、制度がはじまってからは直接各家庭と行政とのやり取りが多くなっていくので、保護者一人一人が、不利益な状況に置かれている大変さ、苦しさを訴えていけだろうと思っている。

以上が上越市での幼児教育無償化に関する交渉記録です。

文責：森のようちえん「てくてく」小菅江美